



平成23年  
8月から

# 後期高齢者医療保険証 (被保険者証)が新しくなります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成23年 7月 31日	
被保険者番号	
住所	福島市広域一丁目〇〇番地
氏名	広域 太郎 男
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	旧 みほん
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合 印

平成23年  
8月1日から

平成23年  
7月31日まで

更新後

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成24年 7月 31日	
被保険者番号	
住所	福島市広域一丁目〇〇番地
氏名	広域 太郎 男
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	新 みほん
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合 印

期限を過ぎた保険証は、お住まいの市町村の**後期高齢者医療担当窓口**までお早めにご返却ください。

## 制度の対象となる方

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがある方

※申請して広域連合の認定を受けた方

## 窓口負担割合について

- 一般の方……………1割
- 現役並みの所得がある方…3割

## 東日本大震災で被災された皆さまへ

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わりました。

- ①医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での「保険証」の提示が必要です。
- ②医療機関等を受診した際に窓口負担が免除となるためには、原則として「一部負担金等免除証明書」の提示が必要です。

## 保険料の減免について

東日本大震災で被災された方の平成23年度保険料につきましては、お住まいの市町村へ申請いただくことにより減免いたします。なお、場合によっては申請が不要な場合もありますので、詳しくはお住まいの市町村窓口または福島県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。



お問い合わせ先  
お住まいの市町村の  
後期高齢者医療制度担当窓口

または

福島県後期高齢者医療広域連合  
〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館内  
TEL.024-528-9025(代)